

2026年10月30日

各 位

会社名 フクダ電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 白井 大治郎
(コード：6960、東証スタンダード市場)
問合せ先 社長室 経営企画部
(TEL. 03-5684-1558)

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会開催
並びに付議議案の決定に関するお知らせ**

当社は、2026年10月30日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2026年11月15日（日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年11月15日（日）
- (2) 公告日 2026年10月31日（土）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

<https://www.fukuda.co.jp>

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所について

- (1) 開催日時 2026年12月24日（木）午前10時
- (2) 開催場所 東京都文京区本郷二丁目3 5 番 8 号
フクダ電子株式会社 本郷新館 1 階ホール

3. 本臨時株主総会の付議議案について

【決議事項】

議案 監査役 1 名選任の件

当社社外監査役である藤戸久寿氏より、健康上の理由により2026年12月24日付で当社社外監査役を辞任したい旨の申し出がありました。これにより、法令及び当社定款に定める監査役（社外監査役を含む。）の員数を欠くこととなるため、同氏の補欠として、監査役 1 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に基づき選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時まで、すなわち2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	保有する 当社の株式数
やまぐち ともこ 山口 智子 (1968年6月24日生)	2000年10月 東京地方検察庁 検事任官 2023年4月 大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁 公安部副部長 2024年1月 大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁 刑事部副部長 2026年3月 検事退官 2026年4月 大阪弁護士会弁護士登録 御堂筋法律事務所入所（現任） 2026年6月 株式会社きんでん社外取締役（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 山口智子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山口智子氏は、独立した第三者の立場からの客観的・中立的な視点による監査業務、並びに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言等を果たすことが期待されるため、当社監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり検察官を務め、現在は弁護士として活動し、豊富な経験や高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。
4. 山口智子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 山口智子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。山口智子氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上